

公募型簡易プロポーザル方式に係る手続開始の公告

下記の委託業務について、公募型簡易プロポーザルに係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和2年2月20日

静岡県知事 川勝 平太

1 業務概要

(1) 業務名

令和2年度社会的養護自立支援業務（生活相談・就労相談）

(2) 業務目的

本業務は、里親等への委託や、児童養護施設等への施設入所措置を受けていた者で18歳（措置延長の場合は20歳）到達により措置解除された者のうち、自立のための支援を継続して行うことが適当な場合について、原則22歳に達する日の属する年度の末日まで、個々の状況に応じて引き続き必要な支援を実施することなどにより、将来の自立に結びつけることを目的とする。

(3) 履行期限

令和3年3月31日限り

(4) 契約限度額

賀茂・東部・富士地域 5,732,000円（消費税込み）

中央・西部地域 5,732,000円（消費税込み）

※県児童相談所の所轄で二つの地域に分ける。

2 企画提案書を提出するために必要な要件

次に掲げる条件をすべて満足していること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。

(2) 有料職業紹介事業の許可を得ていること。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者(更生手続き開始の決定を受けている者を除く)でないこと、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者(再生手続き開始の決定を受けている者を除く)でないこと。

3 説明書等の配布期間、配布場所及び配布方法

(1) 配布期間

令和2年2月20日（木）の午前9時から令和2年3月9日（月）の午後5時まで

(2) 配布場所及び配布方法

こども家庭課ホームページ

<http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-140/kokatei/>

4 企画提案書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により企画提案書を提出すること。

(1) 提出期間

令和2年2月20日（木）から令和2年3月9日（月）（持参の場合、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までの間）

(2) 提出先

〒420-8601

静岡市葵区追手町9-6 静岡県健康福祉部こども未来局こども家庭課こども家庭班

TEL：054-221-2922 FAX：054-221-3521

E-mail：kokatei@pref.shizuoka.lg.jp

(3) 提出方法

上記提出先まで郵送、持参、電子メールのいずれかの方法にて提出すること。ただし、電子メールにて送信の場合、その旨を電話で連絡すること。

5 契約予定者を特定するための基準

- (1) 説明書別表3に掲げた契約予定者の特定に係る評価項目・基準に定めた項目を勘案して特定する。ただし、評価の最も高い者が2者以上あるときは、その中で見積額の最も低い者を特定することとし、また、見積額の最も低い者が2者以上あるときは、当該者のくじ引きにより契約予定者を特定する。

なお、評価において評価点の合計が満点の40%以上に満たない者は特定しない。

- (2) 契約予定者に特定された者に対しては、特定通知書により令和2年3月17日（火）までに通知する。

6 非特定理由に関する事項

- (1) 企画提案書を提出した者のうち、契約予定者に特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨と、その理由（非特定理由）を書面（非特定通知書）により令和2年3月17日（火）までに通知する。

- (2) (1)の通知を受けた者は、非特定通知の翌日から令和2年3月25日（水）（土曜日、日曜日及び祝日を除く）までに書面（様式自由）により、発注者に対し非特定理由について、説明を求めることができる。

- (3) 説明を求められたときは、説明を求めた者に対し、令和2年3月30日（月）までに書面により回答する。

- (4) (2)の書面は、4(2)に示す静岡県健康福祉部こども未来局こども家庭課こども家庭班まで提出すること。ただし、書面は持参により提出することとし、郵送、電子メール、電送によるものは受け付けない。

7 その他

- (1) 詳細は、「令和2年度社会的養護自立支援業務（生活相談・就労相談）委託説明書」による。

- (2) 手続きに用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

- (3) 照会窓口は、〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 静岡県健康福祉部こども未来局こども家庭課こども家庭班 電話番号（054-221-2922）とする。